立地優遇制度

●補助金、推奨金等の優遇制度

| | - 1272-1712-1 | | | | | | |
|--|---------------|-------------|---------|----------|------|-----|------|
| 制度対象企業 | お名へ業 | 交付要件 | 対象事業 | | 補助率※ | | 阳中结 |
| | N家正未 (文下) | 义的女件 | 投下固定資産額 | 新規地元雇用者数 | 新 設 | 増 設 | 限度額 |
| ふくしま産業活性化 企業立地促進補助金 (3)次世代自動車関連 投資企業 (4)成長産業投資企業 (5)カーボンニュートラル の実現に資する投資を ラスペ | ①工場 | 1億円以上 | 5人以上 | 10% | 5% | | |
| | (3)次世代自動車関連 | | 10億円以上 | 8人以上 | 150/ | 10% | 5億円 |
| | (4)成長産業投資企業 | | 30億円以上 | 10人以上 | 15% | | |
| | の実現に資する投資を | | 50億円以上 | 50人以上 | 20% | | |
| | | 費用に補助を行います。 | 1千万円以上 | 3人以上 | 10% | 5% | 1 億円 |

[※] 対象企業(3)「次世代自動車関連投資企業」、(4)「成長産業投資企業」及び(5)「カーボンニュートラルの実現に資する投資を行う企業」に該当する場合は、補助率が5%

| 制度 | 区 分 | 対象企業 | 立地地域 | 投資額 | 従業員数 (常時雇用) | 対象経費 | 交付率 | 限度額 |
|------------------|------------------------------|---|----------------|-----------------------|----------------|------------------|------------------|-----|
| | ①新設奨励金 (※②に該当する ものを除く) | | 市内全域 | 5,000万円 以上(大企業 | 30人以上 | 建物設備 | 5% - | 5億円 |
| | | ・製造業 | | 1億円以上) | 3人以上 | | | 1億円 |
| いわき市工場等 立地奨励金 | ②特定新設奨励金 | ・旧企業立地促進法に 基づき国から同意を 受けた基本計画の指 定集積業種 | 四倉中核工業団地工業専用地域 | 1億円以上 (土地代は除 く) | 10人以上 | 土地 - 建物 設備 | 土地20% 建物·設備5% | 5億円 |
| | ② 特尼利 政央励立 | | 工業地域 準工業地域 | | 3人以上 | | 5% | 1億円 |
| | ③増設奨励金 | | 市内全域 | 5,000万円 | 50人以上 | 建物 | 5% | 5億円 |
| | (※①、②に該当 するものを除く) | | 印代主域 | 以上(大企業 1億円以上) | 減員なし | 設備 | 370 | 1億円 |

| 条例名 | 対象区域 | 対象者の要件 | 事業税 | 固定資産税 | 不動産取得税 |
|--|-------------------|--|----------------|---------------|------------------|
| | 原子力発電施設等 立地地域 | 工業生産設備取得額2,700万円超 | ·3年間 ·不均一課税 | - | ·取得時 ·1/10に軽減 |
| 福島県税 特別措置条例 | 地域未来投資促進法に基づく促進地域 | 地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者 | _ | - | ·取得時 ·課税免除 |
| 福島県特定復興産業 集積区域における 県税の課税免除に 関する条例 | 特定復興産業集積区域 | 復興産業集積区域において、 雇用機会の確保に寄与する 「産業集積事業」等を実施す る指定事業者又は指定法人 | ·5年間 ·課税免除 | ·5年間 ·課税免除 | ·取得時 ·課税免除 |

| 制度 | 概要 | 要件 | 機関 |
|-----------------|-----------------|--------------------|------|
| いわき市税 特別措置条例 | 固定資産税:3年間の不均一課税 | ·工業生產設備取得額2,700万円超 | いわき市 |

[※]優遇制度の内容は改定される場合があり、また、適用要件も詳細に定まっておりますので、詳しくは各担当窓口にご相談ください。

工業団地に関するご相談とお申し込みは下記にお問い合わせください。

■いわき四倉中核工業団地企業誘致促進協議会 総合窓口

福島県商工労働部企業立地課 **TEL.024-521-8530(直通)** FAX.024-521-7935 E-mail:investment@pref.fukushima.lg.jp

いわき市

いわき市産業振興部産業みらい課 **TEL.0246-22-1142(直通)** FAX.0246-22-7582 〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

県外事務所 福島県東京事務所

福島県界水学27777 Tal.03-5212-9050代 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 (都道府県会館12階)

福島県大阪事務所

TEL.06-6343-1721代

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900号 (大阪駅前第1ビル9階)

福島県北海道事務所

[E.011-241-8717代] 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2番1号

福島県名古屋事務所

福島宗治ロ医学2007 Tel.052-251-0368代 〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目1番1号 (中日ビル5階)

いわき市東京事務所

いわき巾果ホテュル、 Tel.03-5251-5181代) 〒105-0004 東京都港区新橋2丁目16番1号 (ニュー新橋ビル7階)

2025.4

できる。 実現する 水くまま



いわき四倉中核工業団地の 力

1 充実した各種補助制度

最大5億円を補助!(福島県)

●ふくしま産業活性化企業立地促進補助金

最大5億円を補助!(いわき市)

●いわき市工場等立地奨励金

県税・市税の軽減措置(福島県・いわき市)

※これらの優遇制度が重複して受けられます!

- 2 優れた交通体系
- 3温暖で積雪の少ない気候
- 4 東北有数の製造品出荷額
- 5 豊富な人材・労働力
- 6 緑に囲まれた立地環境
- 7 充実した支援機関

△福島県 5いわき市

優れたアクセス

~温暖で緑豊かな自然環境:常磐道「いわき四倉IC]まで、 約4km、磐越道や小名浜港の活用により広域的な物流が可能~







■首都圏へのアクセス

- ●鉄 道 JR 常磐線(東京駅~いわき駅) 特急「ひたち」で約2時間
- ●自動車 常磐自動車道で2時間20分 (三郷 JCT~いわき四倉 I.C. 間)
- ●高速バス 常磐自動車道で約3時間 (東京~いわき間)
- ■交 通 (当団地より)
- ●道 路 常磐自動車道いわき四倉 IC まで 約 4km (6分) 国道 6 号線まで 約 3km
- ●鉄 道 JR 四ツ倉駅まで 約 3km JR いわき駅まで 約 14km (約 20 分)
- ●空 港 福島空港まで 約 70km (約 90 分)
- ●港 湾 小名浜港まで 約 25km(約 40 分)



県内を縦横に走り、県内外へすばやくアクセス

や中京圏にスムーズにアクセスできるなど、渋滞

や災害に対するリスク回避に最適な交通網です。

できます。また、磐越道から北陸経由で関西

常磐道は平成27年3月1日に全線開通。 ※首都圏と仙台圏が直結し、より便利に!

福島空港 高速道路

国内2都市(札幌、大阪)へ就航しています。



重要港湾 小名浜港

韓国・中国航路週1便(釜山・上海)、国際フィー ダー航路週2便(東京・横浜)の体制で、釜山港、 京浜港での積替により、世界各国へコンテナ輸 出入が可能です。



| 区画 | 企業名 |
|-------|--------|
| 2-1-1 | ㈱木環の杜 |
| 2-1-2 | ㈱ニッチュー |
| 2-1-3 | 東新工業㈱ |
| 2-2 | ㈱北拓 |
| 2-3 | ㈱木環の杜 |
| | |

排水 雨水:各宅地内の雨水枡に排水(調節池を経て河川へ放流) 汚水:企業内処理の上、各宅地内の汚水枡に排水(河川へ放流)

・電力 6,600V

通信 光ファイバーの対象エリア(電力系通信事業者提供)

事業主体 福島県(商工労働部企業立地課)

※分譲休止中区画は仮設施設等で使用中。

豊富な人材・労働力



▲医療創生大学

O-1 丸光機械工業衛

O-2-1 林サッシ工業(株)

Q-1 日本化学産業(株)

Q-2 ※内定

O-2-2 (有)泉エンジニアリング

P-1 メルテックいわき(株)

いわき中央アスコン共同企業体





魅力的な周辺施設





▲スパリゾートハワイアンズ ▲アクアマリンふくしま